

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月29日

【会社名】 株式会社丸和運輸機関

【英訳名】 MARUWA UNYU KIKAN CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 和佐見 勝

【本店の所在の場所】 埼玉県吉川市旭7番地1

【電話番号】 048 - 991 - 1000 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 管理統括本部長兼総務本部長
河田 和美

【最寄りの連絡場所】 埼玉県吉川市旭7番地1

【電話番号】 048 - 991 - 1000 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 管理統括本部長兼総務本部長
河田 和美

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第42回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金32円50銭 総額259,701,650円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる役員範囲が変更されたことに伴い、当社の取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第28条及び第38条の規定を一部変更するものであります。なお、定款第28条変更案につきましては、監査役全員の同意を得ております。

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、補欠監査役の予選に関する規定の項数が変更されておりますので、所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役10名選任の件

和佐見勝、山本輝明、平本研二、藤田勉、河田和美、小倉友紀、橋本英雄、田中博、早川浩平、廣瀬権の10名を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役報酬額改定の件

監査役の報酬額を年額50百万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成割合(%) |
|---------------------|------------|------------|------------|-------|--------------------|
| 第1号議案 剰余金の配当の件 | 66,594 | 50 | 0 | (注) 1 | 可決 97.46 |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 66,597 | 47 | 0 | (注) 2 | 可決 97.47 |
| 第3号議案 取締役10名選任の件 | | | | | |
| 和佐見 勝 | 66,579 | 65 | 0 | | 可決 97.44 |
| 山 本 輝 明 | 66,574 | 70 | 0 | | 可決 97.43 |
| 平 本 研 二 | 66,581 | 63 | 0 | | 可決 97.44 |
| 藤 田 勉 | 66,581 | 63 | 0 | | 可決 97.44 |
| 河 田 和 美 | 66,581 | 63 | 0 | (注) 3 | 可決 97.44 |
| 小 倉 友 紀 | 66,586 | 58 | 0 | | 可決 97.45 |
| 橋 本 英 雄 | 66,586 | 58 | 0 | | 可決 97.45 |
| 田 中 博 | 66,571 | 73 | 0 | | 可決 97.43 |
| 早 川 浩 平 | 66,578 | 66 | 0 | | 可決 97.44 |
| 廣 瀬 権 | 66,557 | 87 | 0 | | 可決 97.41 |
| 第4号議案 監査役報酬額改定の件 | 66,520 | 124 | 0 | (注) 1 | 可決 97.36 |

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。